

令和3年度 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の 普及展開に関する請負

— 報告書（概要版） —

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

2022年3月

NRI

Share the Next Values!



第1章 調査の概要

- 1.1 背景と目的
- 1.2 実施内容

第2章 情報アクセシビリティ自己評価様式の普及促進に向けた調査研究

- 2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査
- 2.2 公的機関における情報アクセシビリティ配慮に係る現状の把握
- 2.3 公共調達への日本版VPATの適用方法の整理
- 2.4 ガイドブックの作成

第3章 情報アクセシビリティ自己評価様式の普及展開に向けた検討

- 3.1 情報アクセシビリティに係る知見を有する人材確保・養成に係る調査
- 3.2 管理運用スキームの検討
- 3.3 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討

第4章 情報アクセシビリティ自己評価様式に関するシンポジウム等の開催

第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

1.1 背景と目的

- 総務省及び厚生労働省では、ICTの利活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女協同参画や外国人との共生を実現し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会を構築すべく、ICT利活用による支援策や社会の意識改革・普及啓発策のあり方について、平成30年11月から「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し検討を行ってきた。

本調査研究の背景

- 総務省及び厚生労働省では、ICTの利活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女協同参画や外国人との共生を実現し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会を構築すべく、ICT利活用による支援策や社会の意識改革・普及啓発策のあり方について、平成30年11月から「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し検討を行い、平成31年4月に、「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」として取りまとめ公表した。
- 誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のためには、IoT や AI 等の活用により実現される新しい社会インフラやサービス等の社会実装が必要となり、そのためには、ICT 機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保が必要である。

本調査研究の目的

- 本請負では、企業が、自社で開発する ICT 機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する仕組みを導入するため、欧米のアクセシビリティ基準や JIS規格、各業界団体が過去に独自に策定した基準を踏まえた評価項目・基準の整理及び管理運用体制の検討、確立を行うことを目的とする。
- 一昨年度及び昨年度の調査研究を通じて、情報アクセシビリティ自己評価様式（以下、日本版VPATという）の様式に係る検討を実施した。今年度は普及展開の促進に向けた走りだし期間となる。

第1章 調査の概要

1.2 実施内容

- 本調査研究では、情報流通振興課（以下、主管課）の指示の下、以下の項目を実施し、結果を報告書に取りまとめた。

図表 本調査研究の実施内容

実施項目	実施内容
第2章 情報アクセシビリティ自己評価様式を活用するためのガイドブックの作成	<p>2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査 障害当事者から情報アクセシビリティ向上が求められているICT機器・サービスについて、障害者団体や有識者へのヒアリング調査及びデスクトップ調査を行った。</p> <p>2.2 公的機関における情報アクセシビリティ配慮に係る現状の把握 日本版VPATの参照方法及び活用のユースケースを検討するにあたり、①情報アクセシビリティへの配慮に係る公的機関の現状の把握、②日本版VPATの導入に係る課題の把握、を目的に公的機関へのアンケートを実施した。</p> <p>2.3 公共調達への日本版VPATの適用方法の整理 アンケート結果をもとに、日本版VPATの公共調達への適用方法について整理を行った。</p> <p>2.4 ガイドブックの作成 日本版VPATを公的機関におけるICT機器・サービスの調達に適用した際の運用イメージを示し、今後の日本版VPATの普及に資するものとするを目的に、公的機関向けガイドブックを作成した。</p>
第3章 情報アクセシビリティ自己評価様式の普及展開に向けた検討	<p>3.1 情報アクセシビリティに係る知見を有する人材確保・養成に係る調査 (1) 企業ヒアリング 情報アクセシビリティ配慮に係る先進的な取り組みを行っている企業の課題・取り組み内容の調査を行った。 (2) 企業向け周知啓発資料の作成 企業に対して情報アクセシビリティ対応の促進のための周知啓発資料を作成した。</p> <p>3.2 管理運用スキームの検討 米国VPATの運用スキームについての調査を行った。</p> <p>3.3 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討 日本版VPATの様式のブラッシュアップに向け、過年度調査で得られた意見を踏まえ追加調査を行った。</p>
第4章 情報アクセシビリティ自己評価様式に関するシンポジウム等の開催	日本版VPATに係る周知啓発、及び情報アクセシビリティへの取り組みに向けた機運向上のため、シンポジウムを開催した。
第5章 報告書の作成	上記調査結果をもとに報告書を作成した。

第2章

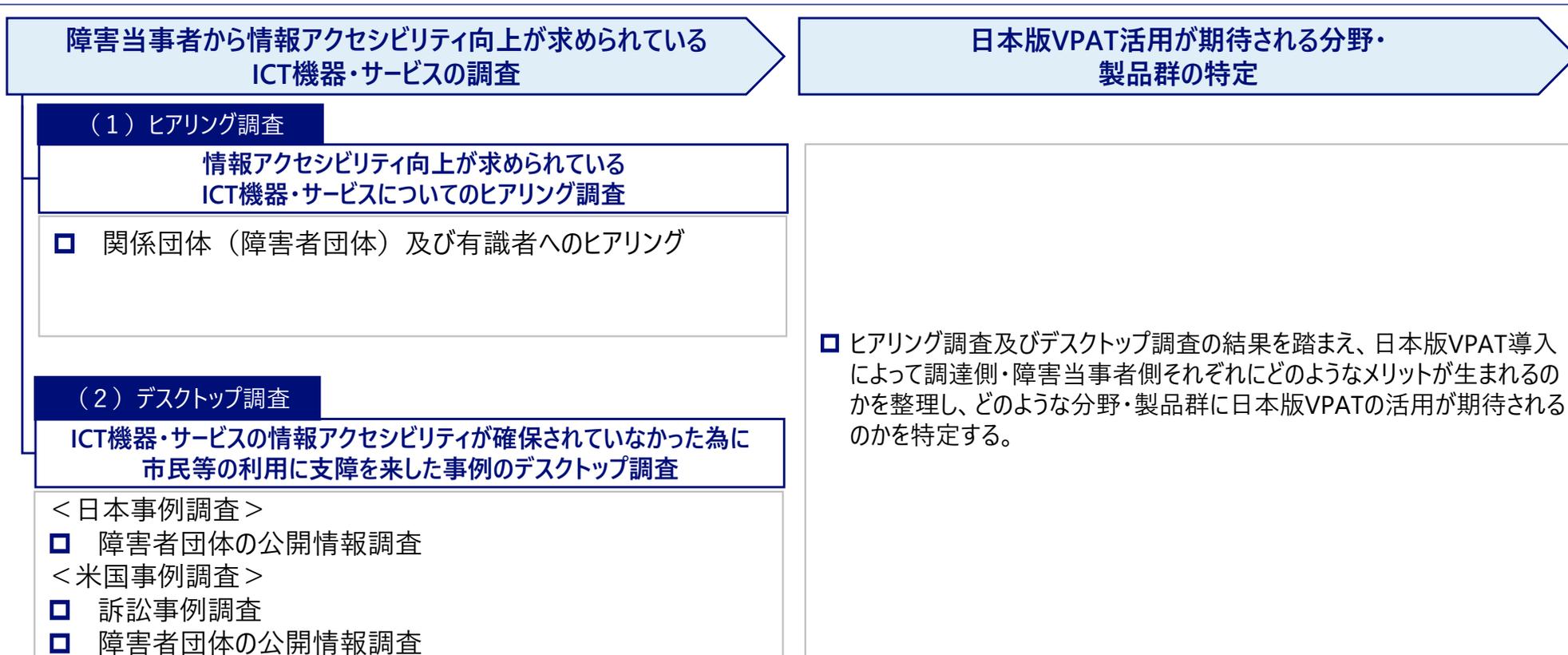
情報アクセシビリティ自己評価様式を活用するためのガイドブックの作成

2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査

調査の実施内容

- 日本版VPATの導入により特に改善が期待される分野や製品群（ICT機器・サービス）を明らかにした。
- 具体的な手順を以下の図に示す。

図表 調査の進め方



2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査 (1) ヒアリング調査

ヒアリング調査の実施概要

- 改善が期待される分野・製品群の調査として、障害者団体及び有識者へのヒアリングを行った。ヒアリング候補やヒアリング項目を以下に示す。

概要

詳細

関係団体 ヒアリング

- 関係団体へのヒアリングでは、障害当事者がICT機器・サービスを利用する上での支障や日本において情報アクセシビリティ向上が求められるICT機器・サービスについて伺った。
- 幅広い障害種別のニーズを網羅的に把握するべく、以下3団体へのヒアリングを実施した。

関係団体名	主なヒアリング事項
日本視覚障害者団体連合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者のICT機器・サービスの利用方法や選定方法 ・ ICT機器・サービス利用の上での具体的な支障（特に公共サービス利用時）や望まれる支援体制等
日本身体障害者団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者のICT機器・サービスの利用方法や選定方法 ・ ICT機器・サービス利用の上での具体的な支障（特に公共サービス利用時）や改善点・望まれる支援体制等
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者のICT機器・サービスの利用方法や選定方法、よく利用するICT機器・サービス等 ・ ICT機器・サービス利用の上での具体的な支障（特に公共サービス利用時）や望まれる支援体制等

有識者 ヒアリング

- 有識者へのヒアリングでは、日本において情報アクセシビリティ向上が求められるICT機器・サービスや、公共調達における日本版VPATの活用が期待されるICT製品・サービス群について伺う。
- そのため、障害当事者が持つニーズを深く把握している有識者として以下4名に対してヒアリングを実施した。

有識者名 ※敬称略	所属・肩書	本調査研究に関わる専門性等	主なヒアリング事項	
			共通ヒアリング事項	個別ヒアリング事項
渡辺 哲也	新潟大学 教授	障害当事者のICT機器の利用状況に関して豊富な調査実績がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害当事者がICT機器・サービスを利用する際の困りごとの詳細 ・ 公共調達における日本版VPATの活用が期待されるICT製品・サービス群 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害当事者がICT機器・サービスを利用する際の困りごとについて、「視覚障害者のICT機器利用状況調査2017」の研究結果を踏まえ把握していることは何か。
榊原 直樹	清泉女学院大学 専任講師	米国VPAT作成の経験があり、米国の動向について知見を持ち合わせている。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の障害当事者のICT機器・サービスに対するニーズは日本と異なるか。 ・ 米国VPATの仕組みを踏まえ、日本版VPATの普及展開に向けた意見はあるか。
中野 泰志	慶応大学 教授	若年層の障害当事者の困りごとについて知見を持ち合わせている。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害当事者が教育現場でICT機器・サービスを利用する際に直面している困りごととは何か。
青木 高光	国立特別支援教育総合研究所 主任研究員	学校教育における障害当事者の困りごとについて知見を持ち合わせている。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層の障害当事者がICT機器・サービスを利用する際に直面している困りごととは何か。

ヒアリング調査結果<サマリ>

- ヒアリングの結果、以下のICT機器・サービスは特にアクセシビリティ向上のニーズが高いと想定される。
 - PC・タブレット（授業受講時）
 - ウェブコンテンツ/アプリ（オンラインでの行政手続き時、公的機関のウェブサイト閲覧時、授業受講時）
 - キオスク端末（オンラインでの行政手続き時）
- 情報アクセシビリティへの配慮をさらに先に進める上では、VPATの活用に加えて以下のような対応が求められる。
 - ワークフローを抜本的に見直すこと
 - ・ 例：市報だよりの作成を紙ベースからオンラインベースに変える
 - ユーザーがシステム・サービスを利用する際の環境を個別の機器・サービスではなく、総合的に評価すること
 - ・ 使用するSW/HWの組み合わせによりアクセシビリティが変化することを踏まえる必要がある
 - ICT機器・サービスの調達時のみならず運用時においても定期的にアクセシビリティ対応を評価すること
 - ・ 機器・サービスの調達時、公開されたPDFのアクセシビリティは限定的にしか評価できない

2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査 (2) デスクトップ調査

デスクトップ調査の実施概要 – プレリサーチ

- デスクトップ調査に関しては先行して一部プレリサーチを実施した。
- プレリサーチの結果、日本事例のみの調査では本調査項目の目的である「日本版VPATの導入により特に改善が期待される分野や製品群（ICT機器・サービス）を明らかにする」ことは難しいと考え、追加で米国の情報アクセシビリティ関連の訴訟事例を10件調査した。

プレリサーチ概要

プレリサーチ詳細

プレリサーチ結果と本調査の方針

日本事例調査

海外事例調査

<p>□ 障害者団体の要望調査</p>	<p>□ ICT機器・サービスの情報アクセシビリティが確保されていなかったことに起因して発生した支障について、以下5つの障害者団体が国や企業に対して要望書等を通じて改善を要求していないか、HPを閲覧して調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本視覚障害者団体連合 ✓ 全日本ろうあ連盟 ✓ 全国盲ろう者協会 ✓ 日本身体障害者団体連合会 ✓ 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 	<p>【プレリサーチ結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 現段階では、以下2つについての要望書についてのみ確認することができた。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナウイルス関連の情報提供に関する困りごと（日視連「新型コロナウイルスに関する要望書」,2020年4月） ✓ ATM使用時の困りごと（「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」議事概要） <p>【本調査の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ プレリサーチでは障害者団体が公表した要望書について調査を行ったが、本調査では障害者団体が障害当事者の困りごとについて調査したレポートについても対象とし、ICT機器・サービスの利用の際に生じている支障を把握する。 □ なお、上記事例からでは本調査項目の目的である「日本版VPATの導入により特に改善が期待される分野や製品群（ICT機器・サービス）を明らかにする」ことは難しいと考え、米国事例の調査を行うこととした。
<p>□ 訴訟事例調査</p>	<p>□ 以下の判例を調査し、各事例においてICT機器・サービス利用の上でどのような支障が発生したのかを調査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 米国政府及び地方自治体が、ICT機器及びサービスのアクセス可能性を知らないまま、当該機器及びサービスの公的調達を行ったことにより、不服申し立て・訴訟が起きた事例 ✓ 情報アクセシビリティ状況を開示しなかった（又は適切な配慮をしなかった）ことでICT機器・サービスの提供者が訴えられた事例 	<p>【プレリサーチ結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「米国政府及び地方自治体が、ICT機器及びサービスのアクセス可能性を知らないまま、当該機器及びサービスの公的調達を行ったことにより、不服申し立て・訴訟が起きた事例」「アクセシビリティ状況を開示しなかった（又は適切な配慮をしなかった）ことでICT機器・サービスの提供者が訴えられた事例」とともに5つずつ訴訟事例を把握した。次頁に訴訟事例の一覧を掲載する。 <p>【本調査の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ プレリサーチにより訴訟事例を通じたICT機器・サービス利用の上での支障の把握は完了したが、米国では訴訟までには至らないものの障害者団体が企業に情報アクセシビリティ対応を要求する事例も多い。そのため、これらの事例に関しては本調査のスコップとする。

2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査 (2) デスクトップ調査

デスクトップ調査の実施概要 – 本調査

- プレリサーチの結果を踏まえ、日本の障害者団体が発行する調査レポートの調査/米国の障害者団体の公開情報調査を実施した。



2.1 日本版VPATの導入により改善が期待される分野・製品群の調査 (2) デスクトップ調査

デスクトップ調査の実施概要 ー 本調査

図表 調査項目とその詳細

発表年	<ul style="list-style-type: none">報告書が公表された年を記載した。
場面	<ul style="list-style-type: none">困りごとが発生している場面について、「行政手続き」、「移動」、「観光」、「防災」、「通信」、「教育」、「その他」から選択した。
報告書名（日本事例調査のみ）	<ul style="list-style-type: none">報告書名を記載した。
要望形態	<ul style="list-style-type: none">以下より選択した。<ul style="list-style-type: none">✓「訴訟」：訴訟事例✓「訴訟前和解」：訴訟に至る前に和解に至った事例✓「要望」：訴訟/和解には至っていないが、特定企業にアクセシビリティ対応を要望した事例✓「調査」：特定企業へのアクセシビリティ対応を要望するには至らないが、調査レポート等を通じてアクセシビリティの対応不足を指摘した事例。
相手（海外事例調査のみ）	<ul style="list-style-type: none">要望形態が「訴訟」「訴訟前和解」「要望」の場合、訴訟・和解・要望先を記載した。
対象ICT機器・サービス名	<ul style="list-style-type: none">特定のICT機器・サービスについての要望である場合、対象ICT機器・サービス名を記載した。
製品カテゴリ	<ul style="list-style-type: none">「PC」「携帯電話(スマホ)」「ラジオ・テレビ受信機」「ビデオ機器」「デジタルカメラ」「事務用機器」「ソフトウェア」「タブレット」「ウェブサイト」「キオスク端末」「その他」から選択した。
困りごとの概要	<ul style="list-style-type: none">実際に生じた支障について詳細を記載した。

デスクトップ調査結果<サマリ>

■ アクセシビリティ改善要望の事例が多い機器・サービスは、「ウェブサイト」「キオスク端末」である。

- 日米合計11事例のうち、「ウェブサイト」に関する困りごとが7件、「キオスク端末」に関する困りごとが4件であった。

■ アクセシビリティ改善要望事例が多い場面は「教育」「行政手続き」である。

- 日米合計11事例のうち、「教育」の場面における困りごとが7件、「行政手続き」における困りごとが2件であった。

- 「教育」の場面では、特にウェブサイトのアクセシビリティ対応が求められている(7件中5件)。また、PCやタブレット、パーソナルレスポンスシステム(受講者に手元のボタンを押してもらうことで直ちに質問への回答の集計がなされる教育システム)等についてもアクセシビリティの向上が求められている。

- ウェブサイトの改善要望事例：大学の学習管理システムにおける、点字ディスプレイやスクリーンリーダーとの互換性等

- 「行政手続き」の場面では、キオスク端末のアクセシビリティ対応が求められている(2件中2件)。

- 行政手続きの改善要望事例：電子ラベル、触覚操作、音声・点字案内等の機能等

2.2 公的機関における情報アクセシビリティ配慮に係る現状の把握

アンケート実施手法

- 日本版VPATの参照方法及び活用のユースケースを検討するにあたり、①情報アクセシビリティへの配慮に係る公的機関の現状の把握、②日本版VPATの導入に係る課題の把握、を目的に公的機関へのアンケートを実施した。

図表 アンケートの実施概要

対象団体	配布数：都道府県 41団体 政令指定都市 16団体 その他市町村* 44団体 回収数：都道府県 29団体 政令指定都市 14団体 その他市町村 22団体 <small>*その他市町村は、「ウェブアクセシビリティに比較的取り組んでいる地方公共団体」として、AAO（Allied-Brains Accessibility Online）が実施した『ウェブサイト実態調査 自治体編第16回』（2021年4月～5月に実施）の結果を参考に、A～Cレベルに該当する市町村から選定。</small>
実施期間	2021年12月～2022年1月
調査方法	メールにて調査票を配布し、回収

- アンケート結果の詳細は「別紙1_公的機関向けアンケート分析結果」に示す。

2.2 公的機関における情報アクセシビリティ配慮に係る現状の把握

アンケート結果＜サマリ＞

		主な契約方式	調達時に行っている情報アクセシビリティ配慮の内容	調達要件を設定する際の参照資料	調達時に配慮できていない理由
事務機器		<ul style="list-style-type: none"> 一般競争（最低価格）または指名競争で調達されることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 情報障害への配慮を行っていると回答した自治体は0% 約8割の自治体では職員のサポート等の運用でカバーしている 	<p>— (N=5 以下のため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「調達価格が高くなることが懸念」「運用で十分にカバーできている」との回答が約4割であり、特に都道府県でその傾向が強い。 一方、その他市町村では「仕様とすべき項目が分からない」も約5割の回答であった
キオスク端末		<ul style="list-style-type: none"> 一般競争（最低価格）で調達されることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 情報障害への配慮を行っていると回答した自治体は0% 約2割の自治体が肢体不自由等の障害への配慮を行っていると、また約6割は職員のサポート等の運用でカバーしていると回答 	<p>— (N=5 以下のため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県では「運用で十分にカバーできている」の回答が約7割であった。 一方、市町村では「仕様とすべき項目がわからない」「対象となる製品が限定的」「価格が高くなることが懸念」等も回答が多かった
パーソナルコンピュータ		<ul style="list-style-type: none"> 一般競争（最低価格）または指名競争で調達されることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 情報障害への配慮を行っていると回答した自治体は3% 約8割の自治体では職員のサポート等の運用でカバーしていると回答 	<p>— (N=5 以下のため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「運用で十分にカバーできている」との回答が約5割であり、特に都道府県でその傾向が強い。 一方、その他市町村では「仕様とすべき項目がわからない」「対象製品が限定的となる」「価格が高くなる」も4割程度の回答であった
ウェブコンテンツ	独自開発品	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争（総合評価）や企画競争の割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 約7割の自治体が情報障害への配慮を行っていると回答 	<ul style="list-style-type: none"> JISx8341シリーズや、自治体内で作成しているガイドラインを参照している 	<ul style="list-style-type: none"> 5割の自治体が「仕様とすべき項目が分からない」を回答
	市販品	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争（最低価格）や随意契約の割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 情報障害への配慮を行っていると回答した自治体は約2% 約8割の自治体では職員のサポート等の運用でカバーしていると回答 	<p>— (N=5 以下のため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約4割の自治体が「運用で十分にカバーできている」を回答しており、特に都道府県や政令指定都市ではその傾向が強い。 一方、その他市町村では「仕様とすべき項目が分からない」が約6割となった

2.2 公的機関における情報アクセシビリティ配慮に係る現状の把握

アンケート結果<サマリ>

		日本版VPATは有効に活用し得るか	公共調達に日本版VPATを用いることで得られる効果 ※ 7割以上の回答があった項目を太字	公共調達で日本版VPATを用いるために求められる環境整備 ※ 7割以上の回答があった項目を太字
事務機器		<ul style="list-style-type: none"> 「そう思う」との回答が81%であった 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様として設定する際の指針となる：約92% 庁内における取組の統一性確保：約65% 住民や職員の利便性向上が期待：約43% 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の明確化：約70% 対象製品群の明確化：約69% 教育・周知徹底：約64%
キオスク端末		<ul style="list-style-type: none"> 「そう思う」との回答が76%であった 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様として設定する際の指針となる：100% 庁内における取組の統一性確保：約65% 住民や職員の利便性向上が期待：約50% 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の明確化：約88% 対象製品群の明確化：約85% 教育・周知徹底：約71%
パーソナルコンピュータ		<ul style="list-style-type: none"> 「そう思う」との回答が75%であった 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様として設定する際の指針となる：約88% 庁内における取組の統一性確保：約61% 住民や職員の利便性向上が期待：約31% 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の明確化：約65% 対象製品群の明確化：約72% 教育・周知徹底：約59%
ウェブコンテンツ	独自開発品	<ul style="list-style-type: none"> 「そう思う」との回答が79%であった 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様として設定する際の指針となる：約93% 庁内における取組の統一性確保：約80% 住民や職員の利便性向上が期待：約53% 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の明確化：約79% 対象製品群の明確化：約70% 教育・周知徹底：約77%
	市販品	<ul style="list-style-type: none"> 「そう思う」との回答が79%であった 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様として設定する際の指針となる：約91% 庁内における取組の統一性確保：約74% 住民や職員の利便性向上が期待：約52% 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の明確化：約69% 対象製品群の明確化：約72% 教育・周知徹底：約71%

2.3 公共調達への日本版VPATの適用方法の整理

公共調達への日本版VPATの適用により得られる効果

- 日本版VPATは、製品・サービスの情報アクセシビリティ確保の状況を自己評価する枠組みであるが、日本版VPATを適用することで、非機能要件の一つであるアクセシビリティ要件をより具体的に設定することが可能となる。
 - 市中製品を調達する際には、企業が公表する日本版VPATを確認し、自社の求める要件に合致する製品・サービスを調達することで、情報アクセシビリティを確保することが可能となる。
 - 公的機関が要件を独自に設定し調達する製品においては、日本版VPAT（技術基準）に沿って要件を策定し、それらの要件に対応できる製品・サービスを構築できる社を選定することで、調達製品・サービスにおける情報アクセシビリティ確保が期待できる。
- アクセシビリティ要件を具体化することで、発注側は調達における障害などへの配慮状況を詳細に確認することができる。
- また、日本版VPATが浸透し、アクセシビリティが当たり前の実装すべき要件として定着することで、公的機関が提供する機器・サービスの利便性向上だけでなく、公共調達以外の市中製品においてもアクセシビリティの確保が進んでいる状態となることが期待される。

図表 日本版VPATの適用により期待される効果

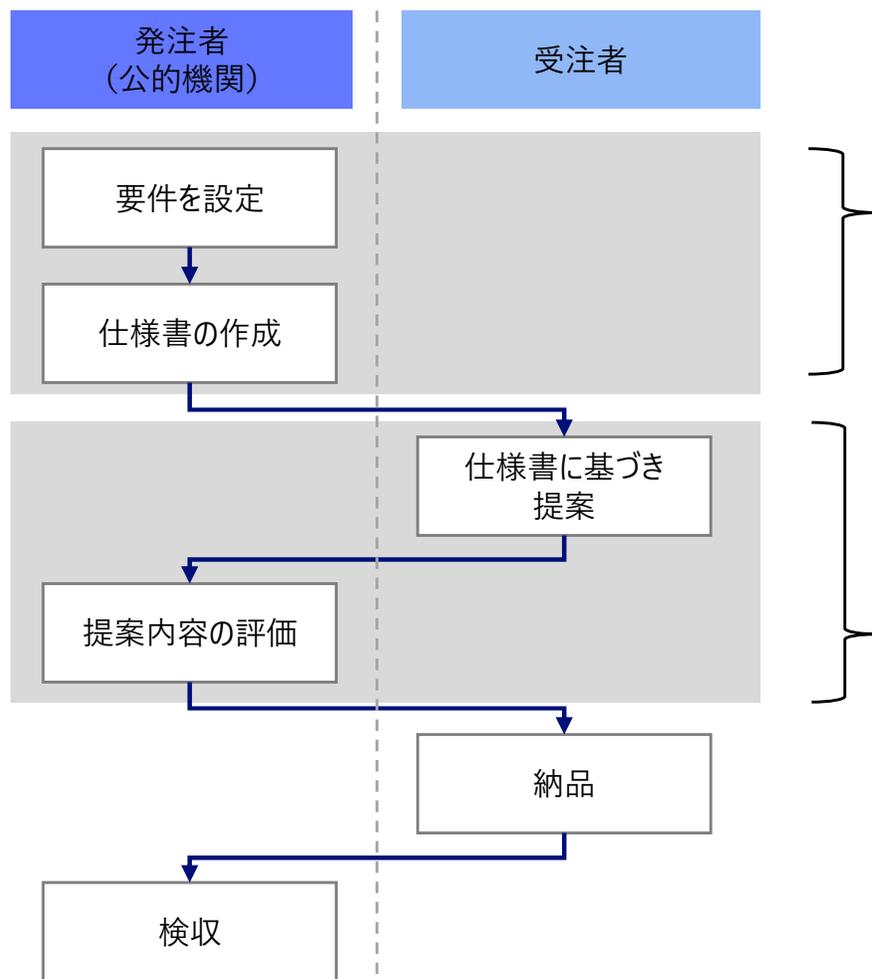
	現状	日本版VPATを適用	日本版VPATが浸透
JISに基づいた要件設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「JISへの準拠」は要件定義書で示されているものの、JISの詳細な項目まで把握したうえでの要件設定とはなっていないことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ JISの詳細な項目を把握したうえで要件を設定する必要があるため、要件設定の分解能が向上する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ JISへの正確な理解に基づき、調達サイドが自律的に要件を設定できる ✓ 対象とするユーザーを想定したうえで、必要な要件を設定することができる
調達された製品のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アクセシビリティへの対応状況は、公的機関や製品によって差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 【市中製品】調達時にアクセシビリティが考慮された要件が明示的に設定されることで、調達品のアクセシビリティが向上する ✓ 【受注製品】受注者とアクセシビリティ要件について具体的に合意できることでアクセシビリティが向上する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アクセシビリティに関する考え方が浸透し、調達サイド・受注サイドの双方が当たり前に行うべき事項として実装している
エンドユーザーが享受するメリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用にあたっての支障が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公的機関が提供するICT機器・サービスにおいては、おおよそのアクセシビリティが確保されている状態となる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業におけるアクセシビリティ確保が進み、公共調達以外の市中製品においてもアクセシビリティの確保が進んでいる状態となる

2.3 公共調達への日本版VPATの適用方法の整理

日本版VPATの適用イメージと効果

- 日本版VPATを公共調達に適用することで、非機能要件の一つであるアクセシビリティ要件を具体的に設定することが可能となる。それにより、公的機関が提供するICT機器・サービスにおいて、情報アクセシビリティがこれまで以上に確保されることが期待される。

図表 日本版VPATの適用イメージと効果 【パターン① 市中製品（既製品）を調達する場合の適用案】



日本版VPATの適用イメージ

- 要件を設定する際に、企業が公表している日本版VPATを参照し、必要な要件を設定。
- 日本版VPATが公表されていない場合は、RFPなどで提供を依頼。

適用により期待される効果

- 公表されている日本版VPATを参照することで、市中製品が情報アクセシビリティ確保のために設けている機能を調査できる。それにより、対象とするユーザーに必要な要件を、より具体的に想定し易くなることが期待される。

日本版VPATの適用イメージ

- 入札に際し、アクセシビリティ要件への達成状況として日本版VPATを提出。
- 提出された日本版VPATの内容をもとに、アクセシビリティ要件への適合状況を確認。

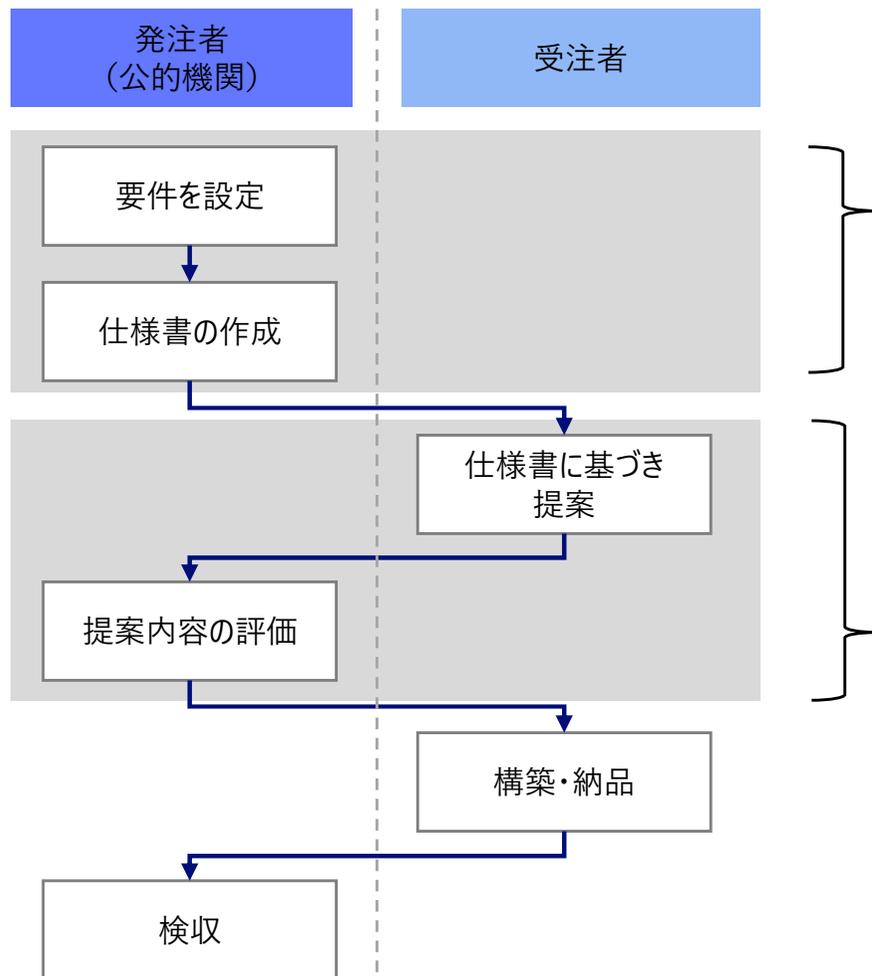
適用により期待される効果

- 統一された基準をもとに評価することができるため、より客観的かつ詳細な評価が可能となる。

2.3 公共調達への日本版VPATの適用方法の整理

日本版VPATの適用イメージと効果

図表 日本版VPATの適用イメージと効果 【パターン②】 発注者が策定した仕様に沿って構築をする場合の適用案



日本版VPATの適用イメージ

- アクセシビリティ要件を設定する際に、日本版VPATのうち「様式作成時の技術基準」に沿って、必要な項目を選択する。
選択の例：「音を発しないコンテンツのため聴覚障害への対応は不要」「〇〇については特に重視する」「AAAに該当する項目は必須ではないが、〇〇については必須とする」等

適用により期待される効果

- JISx 8 3 4 1 シリーズをもとに要件を設定することが出来るため、要件設定の分解能が向上する。

日本版VPATの適用イメージ

- 発注者側が技術基準の項目に沿って策定した要件に基づいて、受注者側は情報アクセシビリティ確保の具体的な達成方法について提案を行う（「様式作成時の技術基準」に〇×をつけたものと、「情報アクセシビリティ自己評価様式」を提出）。

適用により期待される効果

- 統一された基準をもとに評価することができるため、より客観的かつ詳細な評価が可能となる。
- 受注者とアクセシビリティ要件について具体的に合意できることで、より情報アクセシビリティに配慮されたICT機器・サービスの提供が可能となることが期待される。

※なお、評価方法としては例えば以下パターンが考えられる。

< 必須要素とするパターン >

設定した要件を満たしているか否かで判断する（ただし合理的な理由があって×としている場合には、満たしていない場合でもOKとするケースも想定される）

< 加点要素とするパターン >

要件への提案内容を踏まえ、横並びで比較し、加点要素とする。

2.4 ガイドブックの作成

公的機関向けガイドブックの構成

- 日本版VPATを公的機関におけるICT機器・サービスの調達に適用した際の運用イメージを示し、今後の日本版VPATの普及に資するものとするを目的に、公的機関向けガイドブックを作成した。

図表 公的機関向けガイドブックの目次構成

第1章 はじめに

第2章 情報アクセシビリティ確保の重要性

- (1) 情報アクセシビリティ確保が求められる理由
- (2) 情報アクセシビリティを確保していないために生じる問題
- (3) 公的機関における情報アクセシビリティ確保の現状

第3章 情報アクセシビリティ自己評価様式（日本版VPAT）の仕組み

- (1) 日本版VPATとは
- (2) 日本版VPATの仕組み

2.4 ガイドブックの作成 公的機関向けガイドブック

図表 公的機関向けガイドブック（抜粋）

令和3年度 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の普及展開に関する請負
**情報アクセシビリティ確保の必要性と
 情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）
 の活用イメージについて**
 - 公的機関向け -

令和4年3月
 株式会社野村総合研究所

第2章 情報アクセシビリティ確保の重要性

(1) 情報アクセシビリティ確保が求められる理由

- 情報アクセシビリティとは、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支援する操作又は利用できる機能を備えることにより、障害者等が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにすることである。
- 高齢化が進んでいる日本では、見えにくさや聞こえにくさ等、ICT機器・サービスに対する「使いづらさ」を感じる人が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で非対面・非接触が浸透したことで、ICT機器・サービスの利用者が増え、使用に何等かの支障を感じる人の総数も相対的に増えている。
- 情報アクセシビリティを確保することは、高齢者や障害者に限らずすべての人の利便性向上につながるものである。そのため、ICT機器・サービス利用者の満足度の向上のためには情報アクセシビリティへの対応が欠かせない。

情報アクセシビリティに係る政策動向

➢ 誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目的に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）が策定され、情報アクセシビリティ推進に向けた新たな政府方針が示された。

第4.1.② デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備（抜粋）

政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のニーズとのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。

視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図る。企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうかを自己評価し、公表する仕組み（「日本版VPAT」）等の普及展開を引き続き推進するとともに、政府情報システムに係る調達において「日本版VPAT」の取組についても評価できる仕組みの導入に向け、「デジタルバリエーション推進標準ガイドライン」を改定する。

第2章 情報アクセシビリティ確保の重要性

(2) 情報アクセシビリティを確保していないために生じる問題

- 公的機関が調達を行うICT機器・サービスにおいて情報アクセシビリティが確保されていないと、以下に示すような問題が生じる可能性がある。特にデジタル時代において、様々な手続きやコミュニケーションがオンライン上で実装されることが増える一方で、ICT機器・サービスを提供する側が情報アクセシビリティへの配慮を怠ると、住民が目的の情報にたどり着けない、必要な手続きが行えないといった問題が発生することが懸念される。

情報アクセシビリティが確保されていないことで生じる問題例

- 庁舎内**
 - 住民票や印鑑証明等を発行するキオスク端末がタッチパネルのみで音声ガイドが設定されていないために、聴覚に障害がある場合、誰かの手を借りないと個人情報取得できない
 - インターネットや庁内システムのウェブアクセシビリティ確保が不十分のために、障害を有する職員が業務を遂行するにあたって不便さを感じる
- 学校**
 - 学校でタブレット端末が配布されたが、普段パソコンで使用しているスクリーンリーダーや拡大ソフト等のソフトウェアが使えず、他の学生と同様に授業を受けられない
- その他**
 - PDFのダウンロードによる情報提供がなされる場合、スクリーンリーダーで読み上げられなかったために、聴覚に障害があると情報取得できない（例：避難地図、施設の予約状況、手続き書面）
 - 手続きに際して画像認証が求められる場合があり、視覚に障害がある場合、一人で手続きを完了できない
 - 議会の中継等の動画に字幕がないため、聴覚に障害がある場合に、取得できる情報に格差が生じる

第3章 情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の仕組み

(1) 日本版VPATとは

- 情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT（VPATはVoluntary Product Accessibility Templateの略）は、民間企業等が自社のICT機器・サービスについてアクセシビリティ確保の状況を自己評価した結果を公表し、公的機関や当事者がICT機器・サービスを調達・選択する際の参考としていただく仕組みである。日本版VPATの導入により、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ確保を促進することを目的としている。
- アメリカでは、リハビリテーション法508条において、連邦政府が調達を行う際の情報アクセシビリティ対応が義務化されており、企業は508条の基準に自社製品がどの程度満たしているかを自己申告のフォーマットのひとつとして民間事業者からなる団体であるITI（Information Technology Industry Council：米国情報技術工業協議会）が開発したテンプレートが「VPAT」であり、多くの米国企業がこのテンプレートを用いている。

日本版VPATの導入により目指す社会

誰もがデジタル活用の利便性を楽しみ、誰もが人生を送ることができるとする社会の実現

ICT機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、情報アクセシビリティが確保されている環境

民間企業 日本版VPATの作成・公表 → 公共調達時に日本版VPATを参照 → 公共機関
 民間企業 日本版VPATの作成・公表 → 調達定款時に日本版VPATを参照 → 事業者等
 民間企業 日本版VPATの作成・公表 → 消費者が参照 → 消費者等

注：ウェブアプリケーション、電気通信機器、業務用機器/パーソナルコンピュータ

第3章 情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の仕組み

(2) 日本版VPATの仕組み

- 日本版VPATは、「ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ自己評価様式」と「様式作成時の技術基準」の2つで構成される。
 - 「ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式」は、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティへの適用に関する概要情報を記載したもので、配慮対象アクセスごとに、企業が自社のICT機器・サービスについて自己評価を行った結果を要約したものである。
 - 「様式作成時の技術基準」はJIS X 8341シリーズ¹⁾に沿った項目立てとなっており、それぞれのJISの項目についてどの配慮対象アクセスに該当するものかをマトリクスで表現したものである。

ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式

様式作成時の技術基準

- 自社のICT機器・サービスの情報アクセシビリティへの対応状況を、「JIS X 8341」の項目に沿って評価を行ったもの。
- 利用者は、「ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式」のうちの詳細な情報アクセシビリティ適用状況を確認することで、利用目的に沿ったICT機器・サービスが、大きく把握することが可能となる。

「様式作成時の技術基準」において評価した結果をもとに、配慮対象アクセス（次頁にて説明）に沿った概要情報を記載されたもの。

「ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式」を参照することで、利用目的に沿ったICT機器・サービスが、大きく把握することが可能となる。

注：JIS X 8341（高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス）など、民間企業のうち、既に米国「リハビリテーション法508条及びEUI規格（EN 301 549）」等に基づいて評価を実施・公表している企業は、その評価結果を用いることも可能。

第3章 情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の仕組み

ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式

■ 配慮対象アクセスの項目

- 視力なしでの使用（全盲）
- 限られた視力ででの使用（弱視）
- 色加算なしでの使用
- 聴力なしでの使用（全ろう）
- 限られた聴力ででの使用（難聴）
- 発話能力なしでの使用
- 限られた発音又は発力での使用
- 限られた手の届く範囲での使用
- 光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）

■ 評価方法

機能：機能がアクセス可能となっているか、配慮対象アクセスごとに判断を行い、対応状況を4段階で評価。評価は、「様式作成時の技術基準」の該当状況を踏まえ、判断を行う。

技術基準における該当状況

- 該当する配慮対象アクセスの項目に全て対応している
- 該当する配慮対象アクセスの項目に一部対応している
- 該当する配慮対象アクセスの項目に対応していない（対応できるが「望ましい」に限る場合を除く）
- 該当する配慮対象アクセスの項目に対応していない

評価結果

- 対応している
- 部分的に対応している
- 対応していない
- 対応する必要がない

第3章

情報アクセシビリティ自己評価様式の普及展開に向けた検討

3.1 情報アクセシビリティに係る知見を有する人材確保・養成に係る調査

(1) ヒアリング調査 –ヒアリング調査の実施概要

- 周知啓発資料においては、情報アクセシビリティ対応の重要性を伝えるとともに、情報アクセシビリティへの取り組みを進めるために必要な要素について、先進的な取り組みを行っている企業の事例も交えつつ解説を行うものとする。
- 先進的な取り組みを行っている企業（Yahoo！、Freee、サイボウズ、日本マイクロソフト、SONY）に対してヒアリング調査を行った。

周知啓発資料の構成

1. 企業における情報アクセシビリティの重要性

2. 2. 情報アクセシビリティへの取り組み方法

2-1. 意識啓発における工夫

2-2. 設計・開発プロセスにおける工夫

2-3. 体制の構築

主なヒアリング事項

- 意識啓発に向けた取り組みの概要
- 意識啓発の上でポイントと考えられていること、工夫、苦労された点
- 開発者がアクセシビリティ対応に取り組やすくするための工夫
 - ✓ 特に、アクセシビリティ関連のガイドライン（開発者向け、開発者以外向け）の具体的な内容、具体的な工夫
- 運用開始済みのサービスに関してアクセシビリティ改善を行う際の工夫
- 社内体制構築にあたっての工夫
 - ✓ アクセシビリティ担当部署（者）の社内での位置づけ
 - ✓ アクセシビリティ担当部署（者）として必要なスキル
 - ✓ スキルを習得するにあたっての工夫
- その他、情報アクセシビリティへの取組にあたってのポイントや工夫点

3.1 情報アクセシビリティに係る知見を有する人材確保・養成に係る調査

(2) 企業向け周知啓発資料の作成

- ヒアリングの内容を踏まえ、企業向け周知啓発資料「情報アクセシビリティ推進ガイドブック～企業が情報アクセシビリティに取り組むために～」を作成した。

図表 企業向け周知啓発資料の目次構成

- 第1章 はじめに
 - 1.1 情報アクセシビリティとは
 - 1.2 本資料の位置づけ
- 第2章 情報アクセシビリティの取り組みの必要性
- 第3章 情報アクセシビリティへの取り組みをはじめよう
 - 3.1 情報アクセシビリティとは
 - (1) 企業理念・ミッションと情報アクセシビリティ確保の必然性の紐づけ
 - (2) 障害当事者とのコミュニケーションチャネルづくり
 - (3) 研修の実施
 - 3.2 設計・開発プロセスにおける工夫
 - (1) 設計・開発担当者向け情報アクセシビリティガイドラインの作成
 - (2) 当事者の意見の取り入れ
 - (3) 補助ツールの活用
 - 3.3 組織体制づくりにおける工夫
 - (1) 情報アクセシビリティ担当部署の役割
 - (2) 情報アクセシビリティ担当部署の企業内での位置づけ

参考 情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）を知ろう

URLリンク集

3.1 情報アクセシビリティに係る知見を有する人材確保・養成に係る調査

(2) 企業向け周知啓発資料の作成

図表 企業向け周知啓発資料（抜粋）

情報アクセシビリティ推進ガイドブック
～企業が情報アクセシビリティに取り組むために～

令和4年3月
総務省 情報流通行政局
情報流通振興課 情報活用支援室

第2章 情報アクセシビリティの取り組みの必要性

2.1 情報アクセシビリティに取り組むメリット

ポイント
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年12月24日閣議決定)が公表されました。唯一人取り残されないデジタル社会の実現を目的に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年12月24日閣議決定)が策定され、情報アクセシビリティ推進に向けた新たな政府方針が示されました。

第4 1. ② デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備 (抜粋)
政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のニーズのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図る。
企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価し、公表する仕組み(「日本版 VPAT」)等の普及展開を引き続き推進するとともに、政府情報システムに係る調達において「日本版 VPAT」の取組についても評価できる仕組みの導入に向け、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を改定する。

2.2 取り組みのポイント

- 企業における情報アクセシビリティへの取り組みにあたっては、以下の10個の要素*について対応を進めることで、取り組みの成熟度を高めることが出来ます。
- 第3章では、これらの要素に係る取り組みの工夫を紹介します。

企業としての情報アクセシビリティへの取り組み方針が明確になっている	情報アクセシビリティに関する研修が実施されている	企業として情報アクセシビリティへの投資を行っている	3.1 従業員の意識啓発に向けた工夫
製品開発プロセスに情報アクセシビリティが組み込まれている	情報アクセシビリティに関するテスト基準を定めている	利用者とのコミュニケーション方法が確立されている	
情報アクセシビリティを確保するための研修やサポートツールが整備されている	企業が調達する製品の情報アクセシビリティが確保されている	情報アクセシビリティに係る法律や標準を理解している	3.2 設計開発プロセスにおける工夫
情報アクセシビリティに取り組む組織体制が構築されている			

*10要素は DAMM (前定) における Core Dimensions をベースに作成

5

第3章 情報アクセシビリティへの取り組みをはじめよう

3.1 社員の意識啓発に向けた工夫

ポイント
Microsoft Corporation におけるアクセシビリティの取り組みの強化

- Microsoft Corporation では、2015年に、新しいミッション「地球上のすべての個人とすべての組織が、より多くのことを達成できるようにする」が掲げられました。このミッションをベースに全ての製品サービスの開発なども行われ、アクセシビリティに関しては、CAO (チーフ アクセシビリティ オフィサー) が設置されるなど、社内でのカルチャー変革も行われています。
- カルチャー変革は、アクセシビリティやD&I (ダイバーシティ & インクルージョン) 等あらゆるトピックにおいて全ての社員の意識啓発につながり、ERG (Employee Resource Group、従業員リソースグループ) への参加やボランティア活動への参加者の増加にも寄与しています。
- 2021年4月には、「テクノロジー (技術)」[ワークフォース] そして「ワークプレイス」の3つの活動の柱をかけた、マイクロソフト自身が社内外でアクセシビリティにどのように取り組んでいくのかを自社HP (URLリンク集 No. 1) にて公開しています。

(2) 障害当事者とのコミュニケーションチャンネルづくり

取り組むメリット

- 障害当事者と社員が定期的に関わり、障害当事者の日頃の困りごとを身近で知る機会を創出することは、社員の当事者意識を醸成するうえで有効です。
- 特に障害当事者が自社製品・サービスを使用する場面に社員が立ち会う機会を創出することは企業に多くのメリットをもたらします。自社製品・サービスを身近で障害当事者に利用してもらうことで、これまで発見できなかった情報アクセシビリティに関する課題を明らかにできるほか、情報アクセシビリティ確保に向けた社員のモチベーション向上にもつながります。

先進企業の取り組みの工夫

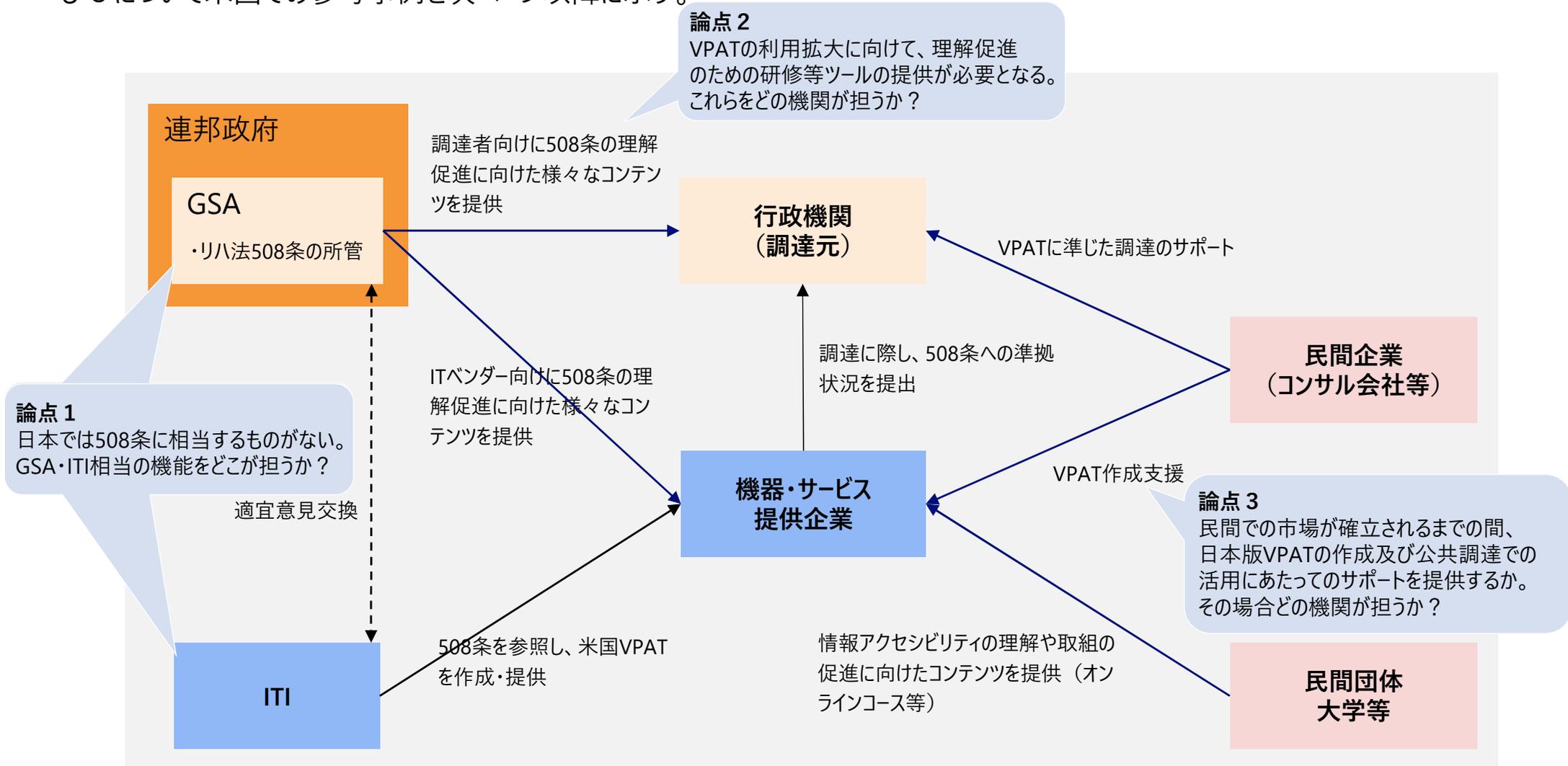
- 先進企業の中には、社会的課題解決に関する提言などで影響力がある社外の障害当事者を招聘し、製品・サービスへのフィードバックや社内外への体験レビューの発信を依頼している企業があります。
- 体験レビューの社内外への公表は、社員が情報アクセシビリティ確保の必要性を強く意識することにつながります。
- また、障害者の活躍を促進するERG (Employee Resource Group、従業員リソースグループ。次頁コラムに詳細を記載) の活動を会社として支援することも、コミュニケーションチャンネルづくりの先進的な方法の一つです。

7

3.2 管理運用スキームの検討

調査の概要

- 米国VPATの運用にあたってのプレイヤーとして、①GSA、②ITI、③調達元の行政機関、④機器・サービス提供企業、⑤民間団体、⑥民間企業（コンサルティング会社等）、が挙げられる。それぞれの役割を以下に示す。
- また、このスキームを参考に日本版VPATに適用した場合、論点1～3が今後検討すべき事項として挙げられる。このうち、論点2及び3について米国での参考事例を次ページ以降に示す。



3.2 管理運用スキームの検討

論点2 -GSAが提供するコンテンツやツール

- GSAはリハビリテーション法508条に準拠するために、企業や調達機関に向けて様々なコンテンツやツールを提供している。
- 一例を以下に示す。

図表 GSAが提供するサービス

Create アクセシブルな文書（Word、PPT、Excel）を作成する方法やユニバーサルデザインに関して学ぶ方法を解説。	Buy 調達にあたってのステップや、各ステップ（調達前、調達段階、調達後等）において実施すべき事項を調達担当者向けに解説するとともに、製品群別のテンプレート案を公表。
Test ウェブサイトやソフトウェア、電子文書が508規格に適合しているかどうかをテストするためのテスト方法やツールの概要を紹介。	Sell ITベンダー向けに、508条に基づく要件（製品やサービスが改正508規格にどの程度準拠しているかを示す文書を提供すること等）を解説。
Manage 連邦政府機関がアクセス可能な情報通信技術（ICT）の管理と提供を改善するためのガイダンスや、508条に準拠したテクノロジーを使用する方法を提示するとともに、508条に沿った調達の成功事例や情報を共有するコミュニティを運営。	Training 情報アクセシビリティや508条についての理解を深め、508条の基準に準拠したデジタルツールやコンテンツの制作に役立てることを目的として、Eラーニングコンテンツや、オンデマンドウェビナーを提供。

出展）GSAホームページよりNRI作成

3.2 管理運用スキームの検討

論点3 -VPATの「作成」に係るコンサルティングサービス

- 米国には、VPAT作成コンサルティングサービスを展開する企業が多く存在する。一例を以下に示す。
- 米国企業は、その企業規模や人的リソース、アクセシビリティへの知見、予算等に基づいて、社内でチームを組成するかアウトソーシングするか判断していると想定される。

図表 VPAT作成コンサルティングサービスを展開する企業例

出展) 各社ホームページよりNRI作成

no	企業名	主な顧客	会社概要・提供するサービス
1	BarrierBreak Solutions Pvt. Ltd.	ICT companies	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドを拠点としたアクセシビリティに係るコンサルティング会社。 ・ WCAG基準、ADA、Section 508への準拠、VPAT作成、アクセシビリティ調達など、アクセシビリティに関するあらゆるニーズに対応したソリューションを提供。
2	Microassist	government and private sector	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシビリティ監査やアクセシブルなアプリケーションの開発、VPAT作成支援等、アクセシビリティに関する様々なサービスを提供。 ・ VPATに関しては、ベンダー側が正確かつ客観的に作成する支援と合わせて、政府側が同じ基準に基づいて解釈するための支援を行っている。
3	WebAIM	governmental agencies, businesses, education institutions, non-profit businesses, and Fortune 100 corporations.	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユタ州立大学のCenter for Persons with Disabilitiesを拠点とする非営利団体。 ・ アクセシビリティの評価やWCAGへの適合性の証明、アクセシビリティ評価ツールの開発や技術支援を行っている。
4	Accessibility Partners	IT companies - Citrix, Skillsoft, General Dynamics, Accessible Systems, RespectAbilityUSA	<ul style="list-style-type: none"> ・ 508条やWCAG等の様々なアクセシビリティ規格に対する監査やコンサルティングサービスを実施。
5	Equidox by Onix	ICT industry	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入を検討しているICT機器・サービスの監査を行い、企業が提供するテンプレートや508条の基準に対するVPATの妥当性を検証するサービスを提供。

3.2 管理運用スキームの検討

論点3 -VPATの「作成」に係るコンサルティングサービス

- VPATの作成をアウトソースするメリットは人的リソースやノウハウの補完だけでなく、不正確なVPATは契約上のリスクとなることが挙げられる。

BarrierBreak Solutions Pvt. Ltd. 社

- VPATを外部に委託することで、VPAT文書が正確で偏りのないものであることが保証される。
- 外部のアクセシビリティ機関を雇うことで、正確で質の高いVPAT文書を確保することができる。VPATは製品の法的文書であるため、正確さを目指すべきである。

Microassist社

- 不完全または不正確なVPATは、契約上のリスクにつながる。VPATは、連邦政府、州政府、または地方自治体の公式な調達契約の一部として提供されるため、製品やサービスのアクセシビリティに関する貴社の公式な主張を表すものとなる。

出展) 各社ホームページより抜粋

- アウトソースをした場合においても、社内のステークホルダーとの調整や、バージョン管理等は自社内で行う必要があることから、アクセシビリティに関する一定の知見は必要である。

3.2 管理運用スキームの検討

論点3 -VPATに準じた「調達」に係るコンサルティングサービス

- VPATに準じた調達をサポートするコンサルティングサービスを展開している企業例を以下に示す。いずれも、企業に対してVPATの作成コンサルティングサービスを展開する企業と同一である。

図表 調達支援に係るコンサルティングサービスを展開する企業例

no	企業名	会社概要・提供するサービス
1	Microassist	<ul style="list-style-type: none">• 政府側が同じ基準に基づいて解釈するための支援を行っている。 <p>【VPAT評価サービスの具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 必要に応じてベンダーに追加情報の提供を促しながら、VPATの内容の正確性を検証し、レポートを行う。✓ そのためのスキルとして、品質保証 (QA) テストからベンダーが提供するアクセシビリティ監査を確認すること、また PDAA (ポリシー主導によるアクセシビリティ導入) も確認可能である。必要に応じて、ベンダーのカスタムアクセシビリティアンケートを作成し、調達側がアンケートを解釈する手助けも可能である。
2	Equidox by Onix	<ul style="list-style-type: none">• 購入を検討している製品についてアクセシビリティ監査を行い、企業が提供するテンプレートや508条の基準に対するVPATの妥当性を検証するサービスを提供している。

出展) 各社ホームページよりNRI作成

3.2 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討

調査の実施方針

- 平成30年度及び令和2年度の調査結果を踏まえた、本年度調査の実施方針を以下に示す。

← 昨年度・一昨年度報告書より抜粋 →

項目	現状	今後の対応方針	本年度調査の実施方針
対象とする障害種別	主に身体障害を対象にしている。なお、これらは米国のリハビリテーション法第508条やEU基準（EN 301 549）を踏まえ、国際協調の観点から、これらが対象とする障害種別と整合をとったものである。	<ul style="list-style-type: none"> 認知能力を含む知的・精神障害や重複障害については対象外としたが、日本版VPATの普及状況を踏まえつつ、順次範囲の拡張を検討することが望まれる。 	【ペンディング】 今年度のブラッシュアップ対象とはしない
技術基準（JISx8341シリーズ）	JISx8341シリーズを技術基準として用いているが、近年の著しい技術開発の進展に伴いJISx8341シリーズではカバーできない製品群や技術（例：スマートフォン、ロボット等）が生まれつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 米国、欧州の技術基準は製品横断的に書かれているため、新しいJIS規格の作成も含めた検討が求められることが想定される。 また、JISx8341シリーズの改訂が欧米規格の更新に間に合っていないこと、JIS規格は作成されて10年以上経過しており技術水準が当時から進歩している。 これらのことから、JISx8341シリーズの改訂が望まれる。またその際は順次日本版VPATも改訂の検討を行う必要がある。 	【論点の整理】 論点を整理し、今後のJIS改訂に向けた意見とする。
評価方法	評価方法として米国VPATに則った形式（4分類で評価）としている。	<ul style="list-style-type: none"> 作成側からは、技術基準で一つでも該当していない項目がある場合に「部分的に対応」とすることで、利用者にマイナスのイメージを持たれることを懸念する意見があった。 日本版VPATの運用を検討するなかで、企業における評価のしやすさと、利用者における活用のしやすさの両面で改善すべき点がないか、引き続き検討を行う必要がある。 	【情報収集】 WCAG3.0において評価方法の見直しが検討されていることから、それらの情報収集を行う。
公開	日本版VPATは、現時点では総務省ホームページでの公開としている。	公開にあたっては、日本版VPATのフォーマット自体の情報アクセシビリティに配慮する必要がある。また、障害者・支援者等の方々が利用しやすい形式での公開についても検討を行うことが望まれる。	【公開方法の検討】 フォーマット自体のアクセシビリティ対応について検討を行う。公開については障害PF案件にて検討する。

3.2 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討

技術基準（JISx8341シリーズ）の問題点について

- 技術基準としてJISx8341シリーズを用いる問題点について、平成30年度及び令和2年度の調査研究では主に以下の意見が得られた。

大項目	小項目	過年度調査で得られた主な意見
JISを理解するのが難しい	項目数がEN301549や508条と比較して多い。	<ul style="list-style-type: none"> • JIS規格は項目数が非常に多く、企業側の負担が大きくなると懸念される。
	項目が意図する内容をきちんと把握するのが難しい	<ul style="list-style-type: none"> • JISの項目が意図する内容をきちんと把握することが難しい。 • 例えばJIS(x)8341-2において、「スピーカが、その他の構成要素（例えば、ノート形パソコンの一部又は表示装置の一部）と統合している場合には、スピーカは、通常の使用状況の利用者の方向に向くように配置していることが望ましい。」（7.2.1）との項目があるが、社内の開発ガイドでは、一直線上に配置すると逆に良くないとし、あえて少しずらして配置してる。このような場合に「×」となってしまう。
制定から時間がたっている	内容が現在の技術にそぐわない	<ul style="list-style-type: none"> • JISを裏付け資料として用いるとした場合、大部分は制定からかなり時間がたっている。
	現在の製品カテゴリにそぐわない	<ul style="list-style-type: none"> • スマートフォンや対話型ロボット等のJIS制定後に開発された製品について、該当するJIS規格がない。 →P58において508条及びEN310549とカテゴリの比較を実施
適合を判断するのが難しい	奨励の要件	<ul style="list-style-type: none"> • JISx8341の大部分は奨励の要件となっている。 • 今のJISを基準にしてメーカーにVPAT作成を依頼すると、推奨が多いので、非常にチェックにくい。 →P60において実際の条文を提示

3.2 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討 技術基準（JISx8341シリーズ）の問題点について

【意見】 JISx8341シリーズは制定から時間がたっており、現在の技術や製品カテゴリに適さない

- JIS規格は製品カテゴリをベースに作成がなされている。一方、508条は主にハードウェア/ソフトウェア/文書・サービスの構成となっており、EN301549は備える機能に応じて分類がなされている。
- EN301549及び508条は相互に国際整合を意識しているため、同様の内容の技術基準が多数存在する一方で、細かな条文や構成は異なる点もある。
- JISx8341-3は国際規格との一致規格であるが、その他の製品カテゴリについては分類を再度検討する余地がある。

図表 カテゴリ比較

JISx8341シリーズ	EN 301 549	リハビリテーション法第508条
X8341-1 共通機能	4章 機能性能	Chapter 3—機能性能基準
X8341-2 パーソナルコンピュータ	5章 一般要件	Chapter 4—ハードウェア
X8341-3 ウェブコンテンツ	6章 双方向の音声通信機能を備えた ICT	
X8341-4 電気通信機器	7章 映像の機能を備えた ICT	
X8341-5 事務機器	8章 ハードウェア	
X8341-6 対話ソフトウェア	9章 ウェブ	WCAG 2.0 Level AAを参照。
X8341-7 アクセシビリティ設定	10章 非ウェブドキュメント	
	11章 ソフトウェア	Chapter 5—ソフトウェア
	12章 ドキュメントとサポートサービス	Chapter 6—サポート文書とサービス
	13章 ICT によるリレーサービス又は緊急サービスへのアクセスの提供	対応する章は存在しない。

3.2 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討 技術基準（JISx8341シリーズ）の問題点について

【意見】 JISx8341シリーズは奨励の要件となっているものがあり、適合の判断が難しい

- JIS規格は「～しなければならない」との要件と「～することが望ましい」の要件が混在している。
- 一方、EN301549や508条は「～しなければならない」に統一されている。

図表 文言の比較例

JISx8341シリーズ	EN 301 549	リハビリテーション法第508条
<p>X8341-2 パーソナルコンピュータ</p> <p>6.1.2 操作性</p> <p>a)操作部は、指の代わりに口、つま先又はスティックを使う利用者が簡単に操作できるように、適切な大きさ、形状及び表面に設計することが望ましい。</p> <p>b) 操作部を操作するために必要な力は、障害のある利用者に適切で、22.2 N {≒2.3 キログラム (kgf) } 未満であることが望ましい。</p> <p>c) 操作部は、操作部の意図しない操作を防ぐために、防御具を付加できることが望ましい。</p>	<p>8.4.2.1 機械的な部分の操作方法</p> <p>コントロールの操作で握る、指でつまむ、又は手首をねじるといった動作が必要となる場合、これらのアクションを必要としないアクセシブルな代替の操作方法が提供されなければならない。</p> <p>8.4.2.2 機械的な部分の操作の力</p> <p>コントロールの操作で22.2 Nより大きな力が必要な場合、22.2 Nより小さな力を必要とするアクセシブルな代替の操作方法が提供されなければならない。</p>	<p>407.9</p> <p>少なくとも1つの動作モードは片手で操作可能でなければならない、そして固い握り、ピンチング、腰の捻りを要求してはならない。操作可能部分をアクティブ化するのに必要な力は、最大でも5ポンド(22.2N)でなければならない。</p>

3.2 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討

WCAG3.0における評価方法について

- WCAG3.0のドラフトが公開され、2022年以降に勧告化が予定されている。

WCAG3.0は障害者等の多様なニーズにより一層対応すること、拡張現実・仮想現実・複合現実や音声入力などの新しい技術に対応することを目指して掲げている。2021年に原案が公開され、勧告化は2022年以降の予定である。

出所) 山田先生執筆ブログより抜粋 <https://agora-web.jp/archives/2052331.html>

- WCAG2シリーズの問題点として以下が挙げられている。

Usability (読みにくい、初心者は理解できない、達成基準の解釈があいまい)

- Too Difficult to Read and translate.
- Difficult to get started for beginners.
- Ambiguity in interpreting the success criteria. Different accessibility experts will interpret the guidelines differently.
- Persuading Others to follow WCAG is difficult mostly because of the perception that Accessibility is something added at the end of the development process and is costly.

Conformance Model (厳密にテストを行う難しさ)

- Constraints on What is Strictly Testable provides an obstacle to including guidance that meets the needs of people with disabilities, but is not conducive to a pass/fail test.
- Human Testable (related to Ambiguity) also relates to differences in knowledge and priorities of different testers achieve different results.
- Accessibility Supported is a conformance requirement of WCAG 2 that is poorly understood and incompletely implemented
- Evolving Technology of the rapidly changing web must constantly be evaluated against the capabilities of assistive technology and evolving assistive technology must be evaluated against the backward compatibility of existing web sites.

Maintenance (技術の進歩に合わせた柔軟性がない)

- Flexibility to provide more easily discovered, more helpful information that can be updated as technology advances.
- Scaling the accessibility guidance so it can be updated to include new and changing technology
- Governance of the accessibility standards has not kept pace with changing processes of standard development.

出所) W3Cホームページより抜粋 <https://www.w3.org/community/silver/draft-final-report-of-silver/>
括弧内は上記サイトをもとにNRI作成

3.2 情報アクセシビリティ自己評価様式のブラッシュアップに係る検討

WCAG3.0における評価方法について

- WCAG3.0では、前述の課題への対応を行うため、様々な検討を実施。そのなかでも、評価方法（スコアリングの考え方）が変更となることが予定されている。
 - これまでは合格・不合格の2択だったが、これに加えてスケール評価やパーセンテージ評価などが追加。
 - その評価を元にガイドライン全体のスコアを出せるようになった。

- WCAG 2.2レベルA及びレベルAAに準拠するコンテンツは、この新しい標準の最小準拠レベルを満たすことが期待されますが、WCAG 3.0には追加のテストとさまざまなスコアリングメカニズムが含まれているため、完全に準拠するには追加の作業が必要になります。
- WCAG3には、アクセシビリティへの取り組みを評価するオプションのスコアリングシステムがあります。オプションの適合レベルは、ブロンズ、シルバー、ゴールドの3つからなり、ブロンズレベルは、各機能カテゴリのスコアと全体のスコアに基づいています。シルバーとゴールドのレベルでは、ブロンズレベルでの適合に加えて、障害を持つ人々の使いやすさをさらに向上させる必要があります。
- スコアリングの方法は、平均点で評価されます。ブロンズレベルに適合するには、重大なエラーはなく、各機能カテゴリ内で少なくとも3.5の合計スコアと少なくとも3.5のスコアが必要です。

出所) JWAC記事より抜粋 <https://www.jwac.or.jp/wcag3.html>

第4章

情報アクセシビリティ自己評価様式に関するシンポジウム等の開催

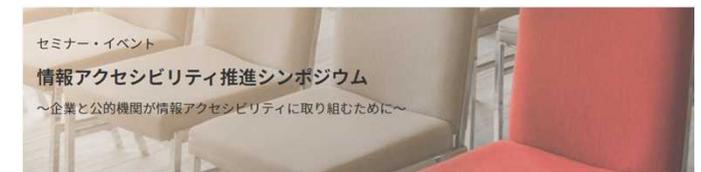
第4章 情報アクセシビリティ自己評価様式に関するシンポジウム等の開催 シンポジウムの開催について

- 日本版VPATに係る周知啓発、及び情報アクセシビリティへの取り組みに向けた機運向上のため、シンポジウムを開催した。
 - 実施日：令和4年3月16日（水）15:00～17:00
 - 対象：企業、自治体、その他
 - 開催方法：オンライン（Zoomウェビナー）
 - 募集方法：総務省及びNRIホームページでの公募、業界団体への周知依頼

図表 当日プログラム

15:00	開会
15:00～15:10	開会のあいさつ、総務省事業の紹介 総務省情報流通振興課 情報活用支援室 室長 赤間圭祐
15:10～15:30	基調講演 東洋大学名誉教授 山田 肇
15:30～15:40	自治体における情報アクセシビリティ確保の取組紹介 福岡市 市長室広報戦略室広報課 係長 村上玄生
15:40～15:50	情報アクセシビリティ自己評価様式の活用について 株式会社野村総合研究所
15:50～16:00	休憩
16:00～16:10	企業向け情報アクセシビリティの推進について 株式会社野村総合研究所
16:10～16:55	パネルディスカッション 先進企業に聞く～どのように情報アクセシビリティの取組を進めてきたか～ 日本マイクロソフト株式会社 大島友子／freee株式会社 山本 伶／ 東洋大学名誉教授 山田肇／ 総務省情報流通振興課 情報活用支援室 室長 赤間圭祐 (ファシリテーター 株式会社野村総合研究所)
16:55～17:00	閉会

図表 NRIホームページでの公募



■ シンポジウム概要

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のため、ICT機器やサービスの情報アクセシビリティ確保の重要性が増しています。

情報アクセシビリティ確保のためには、企業や公的機関の方がその必要性を理解し、製品・サービスの検討段階、または調達時に情報アクセシビリティ確保に向けた検討を行うことが重要となります。

総務省では、情報アクセシビリティ確保に向けた様々な取組を行っており、2022年3月には「情報アクセシビリティ推進ガイドブック～企業が情報アクセシビリティに取り組むために～」を公表予定です。

本シンポジウムでは、総務省から国のアクセシビリティ関連政策の最新動向について情報提供を行うとともに、実際に情報アクセシビリティ確保に取り組まれている企業の方や自治体職員から、情報アクセシビリティ確保に向けた具体的な取組事例を中心にお話をいただきます。また、有識者の方からは諸外国における情報アクセシビリティを取り巻く動向についてご紹介いただきます。

多くの皆様からのご参加をお待ちしております。

■ 開催概要

日時	令和4年3月16日（水）15:00～17:00
開催方法	オンライン（Zoomウェビナーによる配信）
参加費	無料（事前登録制）
申込方法	下記のURLから申し込みフォームにご記入ください。 https://cu-nri.zoom.us/webinar/register/WN_SdUYBA6BQIqrwj4QKnHd_Q の フォーム回答者に、セミナー運営事務局より当日ご参加いただくURLをご共有させていただきます。
主催	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室
運営	株式会社 野村総合研究所
その他	本イベントはZoomでの実施を予定しております。初めてZoomをご利用になる方は、Zoomアプリのダウンロード（無料）が必要となります。

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!